

## 「全電化発票」と税務申告システム「金税四期」への企業対応について

担当者：中国 CPA 王小煥

中国 CPA 左培劍

昨年 12 月に弊社 GROUP 政策紹介でご案内いたしましたように「全電（デジタル）化発票」は 2021 年 12 月以降の広東省（深圳市を除く）、内蒙古自治区、上海市と四川省の 4 つの地域での試験的発行実施により、昨年 1 年間で受信範囲が拡大し、これらの地域からモノやサービスを購入している企業はすでに「全電（デジタル）化発票」の実物を目にしていることと思います。

前回は全電化発票の主な変化点と優位性についてのご紹介いたしました。今回は中国税務機関が全電化発票の普及に力を入れて推進している背景と「全電（デジタル）化発票」に対して企業に求められる対応についてご紹介いたします。

### ■ 中国税務機関による全電化発票普及推進の背景

全面的なデジタル化電子発票改革は、中国で活動する企業に多くの利便性をもたらしています。例として、

- (1) 専用税控設備が不要であり、ネットワーク環境があれば発票を発行できること
- (2) 発票の額面金額、発票数量の制限が無くなること

これまでの、ひとつの取引について発票の額面金額の制限により数枚に分けて発票を発行せざるを得ない状況や、手持ちの発票枚数不足により増冊申請を行う等の手間が省けることとなります。

その一方で、納税者が異常な発票発行行為を行った場合や、発票発行に伴うその他の税務リスクを発生させた場合には、税務機関は容易にそれらを発見して、職権に基づき納税者の発行額の引き下げ調整や暫定的に発行中止などの処分を行うことができるようになります。

このように、全電化発票の改革は中国の税務監督管理システムの改進（金税四期）の重要な一歩であり、中国の税収監督管理レベルを引き上げる重要なシグナルでもあります。

全電化発票の発行に際しては、発票の発行とアップロードを同時に行い、発票データは納税者の取引内容及び取引関連者の流通状況を正確に反映したものとなるため、税務機関は取引の各方面の税金関連情報を直ちに入手でき、納税者の取引情報をより詳細に管理することができるようになりますとともに、納税者に対する税務リスク分析を行うことまでできるようになります。

## ■ 全電化発票普及と「金税四期」起用対応のための納税者側の財務・税務管理モデルの変更の必要性

### (一) 財務情報のデジタル化管理に対するより高度な要求

「財政部国家档案局の電子会計証憑の精算・記帳・ファイリングの規範化に関する通知」（財政部〔2020〕79号）により、納税者が受け取った電子発票は、どのような形で精算・記帳するにしても、電子発票をファイリングして保存しなければならないとされていることから、電子発票は企業会計資料として保管すべきものであり、全電化発票の普及により、企業が取得する電子証憑は膨大な数量になるため、企業の電子資料の保存、会計档案システムのアップグレードなどの企業財務情報のデジタル化管理に対してより高いレベルのものが要求されることとなります。将来的には、財務ソフトウェアの発票管理モジュールのアップグレードや税務システムや銀行支払システムとの連携なども視野に入れていく必要があります。

### (二) 税務リスク回避とコントロールに関する課題

(1) 「金税四期」の活用の際に際しての税務リスク発生を回避するために、企業は個々の取引に対するコンプライアンス管理をより厳格にして、日常取引フローについて、それを改善し規範化することが必要になります。

- ① 貨物、発票、資金のフローをできるだけ一致させて、疑義になりえる流れを回避するよう注意が必要
- ② 3つのフローが一致していない場合でも、発票の内容と取引の内容が一致しており、取引そのものが真実であることを保証できるようにするために、関連証拠を的確に保管・管理することが必要
- ③ 同一取引先に対して、販売と仕入購入の双方の取引が存在する場合には、契約内容に基づいて、それぞれの決済にかかる資金について一つひとつ確実に支払・受領を行い、買いと売りを相殺しないように注意が必要

(2) 「金税四期」は財務処理手続きの重点を変えることとなります。

- ① 財務担当者は取引終了後に発票の内容に従って記帳するという従来のやり方を変える必要があります。企業の取引プロセスを把握し、取引遂行の初めのところで分析と判断を行い、納税時点を正確に判断し、納税時点のミスによるリスクを回避する必要があること
- ② 会計伝票として保存される資料は発票、出庫書などの直接内部証憑に限らず、取引に関連するその他の外部資料（例えば契約書、出庫書、貨物運送書、受領書などの外部証憑）についても取引の真実で有効な証憑として適切に保管しなければならないこと

(3) 帳簿に記帳した各費用について、財務担当者がその金額の合理性を分析する必要があります。

例えば、ガソリン代の精算と社用車の燃費、または企業の消費電力量と生産量

と販売量がマッチングしているかどうか；金額の大きいサービス費、コンサルティング費の支払いが合理的であるかどうかなど

(4) 取引先の選択はより慎重に行う必要があります。

「全電化発票」と「金税四期」で、増値税発票の発行フロー全体が可視化されることになり、ある一連の取引に関与する企業や証憑に税務問題が発生した場合には、後続の受取側の企業に影響を与えることとなります。後続の受取企業は受取側として、真実の取引が存在していたとしても、そこには税務リスクが存在し、受け取った発票が偽造発票と認定されると、その受け取った企業は仕入増値税の控除ができなくなり、費用計上したのも損金不算入となり、延滞金及び罰金などの税務処罰を受ける可能性もあることに留意が必要となります。

この点については、これまでの試行期間においても多くの企業が税務機関から処罰を受けており、偽造発票受領の認定は、企業に大きな損失を与えることになっています。

例：

企業が受領した額面金額が 10,000 元（税抜）の増値税専用発票が偽造発票の取得と認定された場合、損失の試算は以下の通り：

① 仕入増値税控除不能原価：10,000\*13%=1300 元

② 費用の損金不算入による所得税：10,000\*25%=2500 元

延滞金や罰金を考慮しない場合でも 3,800 元のコスト増加となる。

企業は仕入先を選択する際に、税務リスクを評価指標としなければならないため、次のような企業については慎重に選択する必要があります。

※納税信用ランクの低い企業

※設立期間が短いが短期間で経営規模を拡大させている企業

※同一法定代表者が複数の同業企業に登録されている企業

(5) その他

将来的には、工商局、統計局、社会保険局、税関、銀行などの機能部門のデータ共有化が一層加速して、企業の様々の情報がより可視化されることになるため、増値税の「非課税取引」におけるリスクも無視できません。

例えば、保険納付基数と従業員の実際支給給与がマッチングしているか、大きな金額の資金の往来が合理的であるか、外貨の取引が税金免除に関わる場合は、契約の整備及び税務届出手続きの実行などにも注意する必要があります。

ただ、確かに税務申告システムである「金税四期」により、税務機関の企業に対する監督管理がより厳格に行われることになる可能性があります。日頃から法規規定を順守してコンプライアンスがきちんとされている企業は、過度に心配する必要はありません。

政策参考：

- 1、「財政部国家档案局の電子会計証憑の精算・記帳・ファイリングの規範化に関する通知」（会計〔2020〕79号）
- 2、2021年3月公布《税收徴収・管理改革の更なる深化に関する意見》
- 3、デジタル化電子発票受信試行の徹底に関する公告  
-----（国家税務総局北京市税務局公告 2022年3号）
- 4、デジタル化電子発票受信試行に関する公告  
-----（国家税務総局天津市税務局公告 2022年5号）